

令和2年第1回定例会(令和2年3月9日)

観光建設水道委員会委員長 (市原 隆生 委員長)

去る3月3日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました『議第1号 令和元年度別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分、ほか10件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第1号 令和元年度別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分についてであります。

観光課関係では、「第32回 別府湯けむり健康マラソン大会」について、これまで実行委員会の事務局を担っていた企業が辞退し、その後も事務局となる団体等がなく、大会が中止となったことにより、補助金の不用額が生じたため、経費を減額補正したとの説明がなされました。

委員から、当該企業が辞退した原因について質疑がなされ、当局から、補助金を減額したことにより、開催経費の収支見通しがたたなかったことが原因であるとの説明がなされました。

さらに委員から、長きにわたり実施されてきたこのイベントは、市内外から多くの参加者が見込まれるため、開催について再検討すべきではないかとの意見に対し、当局から、現在、陸上競技協会等と協議を行っており、開催に向け調整を進めているとの答弁がなされた次第であります。

次に、公園緑地課関係では、鉄輪地獄地帯公園の整備について、基本協定締結に向け事業者と最終的な協議を行っており、今月中に締結を行うこと、また、整備後の公園の一部施設は、事業者から市へ有償譲渡されるため、公園整備工事費として計上していた8,130万円を減額し、同額をその購入費として増額計上したとの説明に対し、委員から、協定の締結にあたり、プロポーザルでの提案内容に変更はないのかとの質疑がなされ、

当局から、提案内容に変更はなく、今後も、その内容が履行されるよう事業を進めていきたいとの答弁がなされました。

その他、関係各課から、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額、入札結果等を反映した決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理、さらには、工期延長等に伴う繰越明許費などを補正計上しているとの説明がなされました。

次に、『議第3号 令和元年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第3号)』では、車券発売金が当初の見込みから増加したことに伴う経費の増額や決算見込みによる歳入歳出予算の補正を計上しているとの説明がなされました。

委員から、ボートピアが建設された影響について質疑がなされ、当局から、

ポトピアの売り上げ等については現在、調査中であり、影響の算出には数か月を要するとの答弁がなされました。

続きまして、『議第6号 令和元年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)』では、当局から、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は1億8,890万1千円であり、投資的経費の財源を示す資本的収入及び支出については、10億7,234万5千円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんする予定であるとの説明がなされました。

以上3件の補正予算議案は、採決の結果、当局の説明をいずれも適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、『議第40号 別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定について』であります。

この条例は、別府競輪場の環境改善及び競輪事業を活用した地域振興を目的として、制定するものであるとの説明がなされました。

委員からの、基金の支出範囲、方法等についての質疑に対し、当局から、選定委員会や審議会等を設置する必要があると考えているが、具体的な方針については、来月1日付で新設される地域振興係にて協議していきたいとの答弁がなされました。

委員から、この答弁に対し、条例の制定意義を失わないよう、今後、条文の改正等を含めた見直しについても検討してほしいとの意見がなされた次第であります。

続きまして、『議第50号 別府市中小企業振興基本条例の制定について』では、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務及び施策の基本方針を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化、本市経済の持続的な発展、ひいては、市民生活の向上を図ることを目的に制定するものであるとの説明がなされました。

委員から、県内ではほとんどの市町村が条例を制定しているが、本市での制定が遅れた理由及び制定に至った経緯について質疑がなされ、当局から、本条例については、理念的なものが中心であったことから制定を見送ってきたが、別府ツーリズムバレー構想の推進を鑑み、制定の必要性があると判断したとの答弁がなされました。

さらに別の委員からは、新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業の経営に影響を及ぼしていることから、その支援策として、市独自のプレミアム付き商品券を発行すること等も検討してみてもどうかとの意見もなされた次第であります。

次に、『議第51号 別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について』であ

ります。

卸売市場法の一部を改正する法律により、当該卸売市場法の一部が改正され、業務運営の原則として「差別的取扱いの禁止」等が規定されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

続きまして、『議第52号 別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について』では、道路構造令の一部を改正する政令により、当該道路構造令の一部が改正され、新たに設置する道路において自転車通行空間の確保を推進するため、自転車通行帯の設置が規定されたことにより、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、『議第54号 別府市建築審査会条例の一部改正について』であります。

来月1日付で実施される機構改革に伴い、建築審査会の事務を行う担当課を「建設部建築指導課」から「建築審査担当主管課」に改めるための条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、『議第55号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について』では、民法の一部を改正する法律により、民法の一部が改正され、市営住宅に係る条例において、敷金の充当について規定されたこと等に伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、『議第56号 別府市公共下水道区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の制定について』であります。

これまで対象としていなかった個人宅等も含め、公共下水道区域外から公共下水道へ接続するすべての場合において、受益者分担金を徴収できるようにするための条例制定であるとの説明がなされました。

最後に、『議第59号 市道路線の認定及び廃止について』では、

道路法の規定に基づき、15本の路線を認定し、3本の路線を廃止することについて、議会の同意を求めるものであるとの説明がなされました。

以上、7件の条例改正等の議案及び1件のその他議案は、採決の結果、当局の説明をいずれも了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。